

平成27年度第8回教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成27年11月25日 午後2時53分

2. 場 所 矢巾町役場2-3会議室

3. 出席委員

委員長	松尾光則
委員長職務代理者	関村昭子
委員	小野寺由美子
委員	大坊一男
教育長	越秀敏

4. 説明のために出席した職員

学務課長	立花常喜
社会教育課長	山本功
共同調理場次長	佐々木順子
学務課長補佐	田村英典

5. 開 会

午後2時53分、平成27年度第8回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

11月25日の一日と決定する。

8. 報 告

○委員長

それでは、4. 報告に入ります。はじめに、報告第21号「平成27年度矢巾町一般会計補正予算第6号（教育委員会関係）について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

矢巾北中学校のチャイムが壊れたため、その工事請負費となります。

○委員長

報告第21号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、報告第22号「教育委員会の活動について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○委員長

報告第22号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
〈全員なしの声〉

9. 議 事

○委員長

それでは、5. 議事に入ります。議案第16号「矢巾町指定史跡名勝天然記念物の現状変更について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読する。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

この矢巾町指定天然記念物は、昭和52年9月12日に指定されたものです。今回、国立研究開発法人森林総合研究所材木育種センター東北育種場長から、現状変更等許可申請書が提出されました。変更等を必要とする理由は、「材木のジーンバンク事業による遺伝子保存のため、トチノキから枝先を採取する」です。トチノキの所有者からは承諾を得ています。よろしくご審議をお願いします。

○委員長

どのような方法で遺伝子保存するのか。

○社会教育課長

具体的にはどのように保存するのか、申請書には記載されておりませんが、ジーンバンク事業にはいろいろな方法があります。種子を冷凍保存するやり方もあるようです。

○大坊委員

町指定天然記念物となると、ずっと伐採せずに木を保存するのだろうが、町としてはどのような措置をするのか。手入れ費用の補助などはあるのか。

○社会教育課長

所有者が管理することが基本となります。ただし、手入れに多額の費用がかかるとなった場合は、予算の範囲内で補助することも出来ます。

○委員長

議案第16号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

それでは、お諮りいたします。議案第16号「矢巾町指定史跡名勝天然記念物の現状変更について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

○委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

10. その他

○委員長

6. その他に入ります。報告(1)町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長

別紙資料により説明する。

「(1)不登校等の状況について ①不登校児童生徒数」について、不登校生徒が新規4名となっています。「②7日以上欠席数」を見るとわかるとおり、昨年度より非常に人数が多い状況となっております。

「(2)いじめの報告」については、矢巾北中学校の1件が未解決となっております。この1件は9月から継続しているものです。

○委員長

中学校で不登校生徒が新規で4名となっている。そのうち、矢巾北中学校の生徒が3名であり、心配である。例の事件の影響か。

○教育長

2年生では影響があると思う。2年生はまだ落ち着いていない。

○大坊委員

表の見方について教えていただきたい。「(1)不登校等の状況について ①不登校児童生徒数」の表の中の数字は欠席日数か。

○学務課長

はい。

○大坊委員

「生活場所」の欄にある「学校(所属学級)」とはどういうことか。

○教育長

「所属学級には来ているけれど、ときどき休む」という児童生徒である。

○大坊委員

欠席日数が多い児童生徒はどうなるのか。高校や大学では留年になると思うが。

○教育長

小中学校では、自動で進学となります。

○委員長

今は、不登校等の生徒を積極的に受け入れる学校がある。

○小野寺委員

小学校から不登校だが、高校から通い始め、現在は薬科大学に行っているという子どももいる。

○教育長

教育委員会としては、不登校でも問題ないとは言えない。しかし、昔よりも個を認めている風潮がある。文部科学省でもフリースクール等に関して検討を行なっている。

○小野寺委員

10番の不登校生徒も心配である。3年生で、進学の時期である。

○教育長

この生徒は起立性障害があり、昼夜逆転の生活をしている。

3年生は進路があるので、11・12月で変わってくると思う。

○委員長

先生方の一生懸命な指導に期待したい。

○委員長

報告(1)について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、報告(2)社会教育課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○委員長

報告(2)について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、報告(3)学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願いします。

○共同調理場次長

別紙資料により説明する。

先月の定例会で、給食の鶏肉のおかずに異物混入の疑いがあり、鶏肉のおかずを給食から除去したことを報告しましたが、検査の結果、異物ではなく、鶏肉の内部の血管が焼かれて細く茶色になったものだということがわかりました。保護者の方にも検査結果を文書でお知らせしました。

○大坊委員

検食というのは、具体的にどのような方法で行われているのか、教えていただきたい。

○共同調理場次長

給食は、給食時間の2時間前までに学校に届けることになっています。10時30分頃に調理場で検食を行ない、11時頃に学校へ給食が配送されます。その後、校長先生が12時までに検食を行ないます。今回の件を受け、小学校では12時までに検食を行なうことで統一しました。

○大坊委員

校長先生が一人で検食するのか。

○共同調理場次長

校長が不在の場合は、別の先生が行います。

○大坊委員

異物混入の有無をチェックするということに対して、検食というのはどれほどの意味があるのだろうか。今回の異物(らしきもの)は、校長先生が検食してたまたま見つかったものであるが、検食で異物が見つかったとしても、必ずしも児童生徒の給食

に入っているとは限らないだろうし、たとえ検食で見つからなくても、児童生徒の給食に混入している場合もあり得る。そう考えると果たして検食する意味があるのか、疑問である。

○小野寺委員

検食は食中毒等をチェックする意味もあると思う。

○関村委員長職務代理者

検食の際には、チェック項目を記入する用紙がある。以前に針の混入事件があつてから厳しくなったと思う。

○共同調理場次長

異物混入については、針のような危険なものと、今回の鶏肉の件のような異物としての判断が難しいものがあり、検食の難しさはおっしゃるとおりです。

○大坊委員

生徒の食中毒を未然に防ぐという点では、食後 30 分～1 時間程度で食中毒の症状が現れるものであれば、検食の意味はあると思う。ただし、いくら業務とはいえ、検食担当者は食中毒の犠牲になってもいいのか、という問題は残るが。

○教育長

誰が給食にストップをかけるのか、そこが課題である。異物が金具などであれば完全にストップであるが、判別し難いものについてはどうするか。栄養士だけでは判断できない。次長等も栄養士と一緒に学校に行くことなどが考えられる。

○委員長

異物混入も大変であるが、食物アレルギーへの対応も大変である。今はどれくらいあるのか。

○共同調理場次長

120 名程おります。

○委員長

報告(3)について、他に何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○委員長

その他ございませんか。

〈全員なしの声〉

○委員長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後 3 時 5 3 分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

平成27年12月21日

矢巾町教育委員会

委員長

松尾 光則

委員長職務代理者

関 村 昭子

委員

小野寺 由美子

委員

大 坊 一 男

教育長

越 秀敏